

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 3



責任役員 2

1. 責任役員の職務権限についての制限

責任役員の職務権限は、宗教法人の事務を決定することでした(宗教法人法第18条4項)。しかし、この責任役員の事務決定権には、次のような制限があります。

(1) 事務の決定機関であるという本質に反する規則の定めを行ってはならないこと

事務決定権は、法人規則の定めるところによるとされています(宗教法人法第18条4項)。しかし、規則でどのように定めてもよいというわけではありません。法人規則の定めは、責任役員が事務一般の決定機関である、という本質に反するものであってはなりません。従って、特定の事務を他の機関に決定させたり、特定の事務に関する決定権を責任役員から奪ってしまったり、決定する範囲を狭めるようなことはできません。但し、事務決定にあたって、他の議決機関(例えば、宗議会、総代会、信者総会等)の議決を経る必要があったり、諮問機関の意見を予めきかなければならないとか、日常の事務の決定を代表機関に委任することなどは認められています。

(2) 特別の利害関係がある事項については議決権行使ができないこと

責任役員は、自分と特別の利害関係がある事項については、議決権を行使することができません(宗教法人法第21条2項)。例えば、宗教法人が責任役員と売買契約を締結したり、宗教法人が責任役員に金銭や土地を無償で貸し付けたりする議決には、参加できません。宗教法人が責任役員の債務を保証したりして、宗教法人に直接間接に不利益を与えたり、責任役員に利益を与える可能性をもつ取引や行為も同様です。このような場合に仮責任役員を選任することになります。仮責任役員については、あとで説明します。

2. 責任役員の責任

責任役員には2つの責任があります。宗教法人に対する責任と、第三者に対する責任です。

(1) 宗教法人に対する責任—契約責任

責任役員と宗教法人の法律関係は、委任という契約関係です。従って、委任契約上の「善良な管理者の注意」をもって処理をするという義務が生じます。「善良な管理者の注意」とは、民事上の過失責任の前提となる注意義務の程度を示す概念で、宗教法人の責任役員たる地位から考えて、通常要求される程度の注意のことをいい、「善管注意」とか「善管注意義務」ともいわれています。これに違背したり、これを怠ると債務不履行として宗教法人に対して損害賠償義務が生じます(民法第415条)。代表役員が不適切な処理をしたために損害が宗教法人に生じたとき、その事項に賛成の議決をした責任役員は、善良な管理者の注意義務を尽くさなかったとして、その宗教法人に対して債務不履行の責任を負うというわけです。従って、反対ならば反対であることを議事録に記載しておくことが望まれます。

(2) 第三者に対する責任—不法行為責任

責任役員の第三者に対する責任とは、不法行為責任のことです。代表役員がその職務において不法行為をしたときは、宗教法人が第三者に責任を負います(宗教法人法第11条1項)。責任役員が、その事項に賛成しても第三者に対しては直接関係をもちませんから責任を負うことはありません。しかし、代表役員が職務外の事項について不法行為をした場合には、その事項に賛成の決議をした責任役員が共同不法行為者として代表役員と連帯責任を負うこととなります(宗教法人法第11条2項)。従って、この点からも反対なら反対と議事録に明記しておくことが後日のためによいでしょう。